

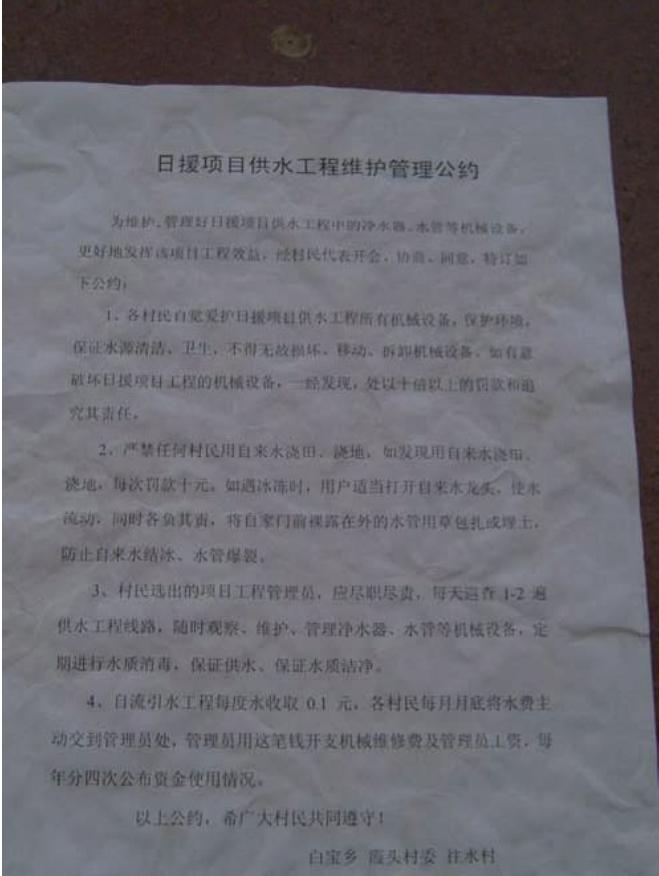
無償資金協力に係る事後評価票

(注)本案件は外務省評価案件であり、外務省による一次評価を踏まえ外部有識者による二次評価を実施していますので、評価項目ごとの二次評価結果を追記しています。
二次評価の概要については、外務省ホームページに掲載されている無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価報告書(平成19年度)をご参照下さい。

| | |
|--------------------------------|---|
| 担当公館名：在中華人民共和国日本国大使館 | |
| 国名：中華人民共和国 | 案件名：広西天湖貧困区貧困救済計画 |
| E／N署名日：2002年6月24日 | 供与限度額：6億7000万円 |
| 先方実施機関：広西壮族自治区桂林市全州県 | 完工日：2004年2月10日 |
| 他の関連協力：特になし | |
| 1. 案件の目的 (B/D 時の目標・想定効果を記載) | 本件の対象である広西天湖貧困区は、貧困人口の多い広西壮族自治区の中でも最も深刻な貧困地域であり、また、同区は、全体の7割以上がカルスト地形であり、飲料水となる水源が少なく、婦女子が水汲みという重労働を強いられているほか、電力供給のための配電機材の設置も資金不足から遅れており、貧困脱却に向けての深刻な問題となっている。この問題を解決すべく、対象地域の給水人口と電化人口が増加することを目標に、必要な資機材を調達することにより、対象地区住民の生活基盤が整備され、生活条件の改善を図る。 |
| 2. 案件の内容 | 上記1を達成するため、広西壮族自治区桂林市全州県天湖貧困区における4つの郷（東山郷、白宝郷、両河郷、城郊郷）に対し、給水施設、供電施設を供与するもの。 (1) 給水施設：深井戸掘削 153 本、洞穴取水 63 カ所、自然流引水 89 カ所、ポンプ小屋、貯水池建設 305 件、管道敷設 1090 km (2) 給電施設：35kV 変電所 2 件、35kV 送電線架設 27 km、10kV 送電線架設及び改造 164 km、給電ステーション区建設 83 カ所 |
| 3. 案件の妥当性 | 全般的評価：A (外部有識者による二次評価:A -) 詳細評価： <ul style="list-style-type: none">・ 本件対象地域の4つの郷内には654の自然村（注：自然発生で形成された村落のこと）があるが、そのうち生活用水給水施設が整備されている村は47.5%に過ぎなかった。本プロジェクトの実施により、対象地区住民の生活基盤の整備、生活条件の改善が図られた点は評価できる。また、貧困地域の民生向上に向けた協力で貧困層に裨益するという観点からも、2001年に策定された「对中国経済協力計画」に合致する。・ 中国においては、沿海部・内陸部の経済格差が拡大しており、貧困問題の解決が重要な課題となっている。中国政府は、従来から「国家八七扶貧攻撃計画（1994年～2000年）」や「中国農村扶貧開発綱要」（2001年～2010年）」を策定し、貧困対策を進めているところ、本件は、この方針に合致するものである。 |
| 4. 施設／機材の適切性・効率性 | 全般的評価：A (外部有識者による二次評価:A) 詳細評価： <ul style="list-style-type: none">・ 供与された給水施設、給電施設は、おおむね順調に活用されている。全州県政府の中に、プロジェクト事後管理技術服務弁公室という管理組織を置き、技術メンテナンス、水質検査、財務部門等が各々プロジェクトの管理を遂行 |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>している。今次視察中、給水施設で故障が発生したということで、右を修理するチームが現場に派遣されていた。地元民から電話の通報を受けるとすぐに現場にかけつける態勢となっている。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 全州県政府において、供与施設に対する管理の一環として、管理規則を定め、自発的・自立的に維持管理を行っている。 |
| 5. 効果の発現状況（有効性） | <p>全般的評価：A （外部有識者による二次評価:A）</p> <p>詳細評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域におけるプロジェクト実施前の給水率（人口比）は、36.9%に過ぎなかったが、プロジェクト実施後は、94.24%に増加し、当初B/D調査で想定していた効果が現れている。電化率についても、プロジェクト実施前の91%から100%に増加し、地元住民への裨益は大きい。 ・ また、上記のようなインフラ整備の付帯効果として、衛生環境が改善され、一例として胃腸疾病発病率は、2003年：36.8人／万人、2004年：29.6人／万人、2005年：22.8人／万人、2006年：16.8人／万人と年々顕著に改善してきている。 ・ 下井村では、病気による貧困の心配が少なくなったことに加えて、電力がなかったところに通電が実現し、各戸が電灯を使用できるようになり、農家の3分の1がテレビを購入して文化面での豊かさも向上した。また、精米機を購入し、労働生産効率を向上させる農家も現れている。 |
| 6. インパクト（上位目標への影響等） | <p>全般的評価：A （外部有識者による二次評価:A -）</p> <p>詳細評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの上位目標は、対象地区住民の生活基盤が整備され、生活条件が改善されることである。プロジェクト実施前には対象地域の婦女子が毎日1.5時間を水汲みに取られていたのが、給水施設の整備によりこの重労働から解放され、各住民はより多くの生産活動に従事できるようになった。白郷では、養豚規模が農家1件当たり1～2頭から20頭の規模にまで増大し、プロジェクトの実施が安定的な養豚業・収入増に直結している例もあり、 |

| | |
|---|---|
| | <p>裨益効果は地域経済に及んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道の使用、通電などのプロジェクト実施の成果は、住民に生活上の便宜をもたらしただけではなく、住民の心に一定の満足感と自信をもたらしており、生活条件の面で都市と地方の格差が多少とはいえ短縮されたという意識が芽生え、中国の調和社会建設の方針に沿った方向となっている。  |
| 7. 自立発展性・さらなる改善の余地 (改善の余地がある点については以下に記入) | <p>全般的評価：B+ (外部有識者による二次評価: B+)</p> <p>詳細評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトを通じて、全州県ではプロジェクト事後管理技術服務弁公室という管理組織を置き、管理規定（下記写真）を定め、供水設備を大切に取り扱うことを周知し、設備の損壊に対して自発的・自立的に罰則（破損金額の10倍の罰金や、無断での水利用1回につき10元の罰金等）を定めるとともに、実効性を担保するために村民からプロジェクト管理員を選出し、毎日定期的に巡回を行い、設備の維持管理や水質管理を行うこととしている。 維持管理予算として、全州県政府において年間8万元の予算を確保している。 |

| | |
|-----------------|---|
| |  <p style="text-align: center;">日援项目供水工程维护管理公约</p> <p>为维护、管理好日援项目供水工程中的净水器、水管等机械设备，更好地发挥该项目工程效益，经村民代表开会，协商、同意，特订如下公约：</p> <ol style="list-style-type: none"> 各村民自觉爱护日援项目供水工程所有机械设备，保护环境，保证水源清洁，卫生，不得无故损坏、移动、拆卸机械设备。如有意破坏日援项目工程的机械设备，一经发现，处以十倍以上的罚款和追究其责任。 严禁任何村民用自来水浇田、浇地，如发现用自来水浇田、浇地，每次罚款十元。如遇冰冻时，用户适当打开自来水龙头，使水流动，同时各负其责，将自家门前裸露在外的水管用草包扎或埋土，防止自来水结冰、水管爆裂。 村民选出的项目工程管理员，应尽职尽责，每天巡查 1-2 次供水工程线路，随时观察、维护、管理净水器、水管等机械设备，定期进行水质消毒，保证供水、保证水质洁净。 自流引水工程每度水收取 0.1 元，各村民每月月底将水费主动交到管理员处，管理员用这笔钱开支机械维修费及管理员工资，每年分四次公布资金使用情况。 <p style="text-align: center;">以上公约，希广大村民共同遵守！</p> <p style="text-align: center;">白宝乡 莲头村委 供水村</p> |
| (1) 対応方針 | 本プロジェクトを通じて、対象地域の給水人口と電化人口が増加し、対象地区住民の生活基盤が整備され、生活条件の改善が図られていることは疑いがない。他方、本プロジェクトの効果を一層高めるためには、本プロジェクトの維持管理に留まらず、全州県政府において、衛生部門や農業振興部門との連携を一層強めていくべきであり、この点を指摘したい。 |
| (2) 対応方針理由 | — |
| 8. 広報効果（ビジビリティ） | <p>全般的評価：B (外部有識者による二次評価: B -)</p> <p>詳細評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施機関によれば、本プロジェクトは、新聞、テレビ等のメディアで多数紹介されている（広西日報、中国郷鎮企業報、広西壮族自治区電視台、桂林日報、桂林晚報、桂林市電視台等）。 また、プロジェクトサイトには、日本からの援助であることを明記した記念碑（下記写真）が建てられ、地元への広報効果を発揮している。 今回調査の際に、地元民が我々を取り囲み、感謝の気持ちを表したいの是非家に寄ってほしいと請願してきた。貧しい家ではあったが、地元民は口々に、このプロジェクトのお陰で毎日長時間の水汲み作業から解放されて大変助かっている、また、従来は電気がなくテレビも見ていなかったのが、今ではテレビも見られて世の中の動きが分かるようになったと訴えるところがあった。 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | |
| 9. 被援助国による評価 (外交的效果についても、本欄に記述する) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関からは、本プロジェクトを通じて、農村住民の生活向上、都市部との格差縮小、疾病減少による健康水準の向上、労働軽減による婦女子の利益保護・男女平等の促進、生産性向上等の効果が現れたこと、各医療機関の検査及び治療の能力が向上したこと等、生活条件が大きく改善されたとの高い評価の声が聞かれた。 ・ また、本プロジェクトが日本からの無償資金協力であることを広く広報していることから、地元で日本に対する深い感謝の声が聞かれ、日本に対する好印象が醸成されている。上記8. 第3段落に記載のとおり、地元民は口々に、このプロジェクトのお陰で毎日長時間の水汲み作業から解放されて大変助かっていると訴えるところがあった。 |
| 10. 提言・教訓 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、案件の効果設定、機材選定等いずれも基本的に妥当であり、中国政府による農村開発から取り残された地域で実施されたことで、より一層地元住民がプロジェクトを大切に扱い、自らの生活基盤を自らが維持・発展させるという意識で取り組むとともに、住民が直接的に日本からの経済協力を意識する効果的な案件である。 ・ 上記4. のとおり、プロジェクトの施設は順調に活用されており、管理体制も整っているものの、全州県はまだ貧困地域に属していること、また、長期的なプロジェクトの機材や設備の運営維持管理を見据えた場合、現在の管理者の専門知識が限られており、研修や後継者の育成も含め、フォローアップを訴える声が強く聞かれた。今後、JICAによるフォローアップ事業等による対応についても検討する必要があると感じられた。 |
| 11. その他 | |